

個人住民税の特別徴収に関する Q&A

Q1. 個人住民税の特別徴収とはどんな制度ですか？

A1. 個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わって毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きして、その従業員に課税した市町村へ納入していただく制度です。＜地方税法第321条の3・第321条の4・第321条の5＞

Q2. 今までは従業員が自分で納めていた（普通徴収）のに、なぜ今になって特別徴収をしなければいけないのですか？

A2. 地方税法により、所得税の源泉徴収を行っている事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収することが義務付けられています。＜地方税法第321条の4＞

よって、特別徴収に該当される従業員が普通徴収を希望された場合であっても、選択制ではありませんので普通徴収に切り替えることはできません。

新たな法令改正などがあったわけではなく、今までもこの要件に該当する事業所については特別徴収をしていただく必要がありましたが、それが徹底されていませんでした。

事業主の皆様には、法令に基づく適正な特別徴収の実施についてご理解とご協力をお願いします。

Q3. パートやアルバイトの従業員も特別徴収しなければいけませんか？

A3. 所得税を源泉徴収している従業員については、パートやアルバイトの従業員であっても特別徴収していただく必要があります。

ただし、次のようなケースは特別徴収することが困難なため、特別徴収の対象とならない場合があります。詳しくは市役所の税務課へお問い合わせください。

- ① 給与が毎月支給されないことが確定している。
- ② 給与の毎月の支給額が少なく、個人住民税を天引きできない。
- ③ 6月の給与支給日までに退職することが確定している。
- ④ 源泉徴収税額表の乙・丙欄適用者である。

Q4. 「特別徴収」をするにあたってコストをかけることができない。また、従業員の出入りが激しくて事務が煩雑になる。何とかならないですか？

A4. 特別徴収を行うことは事務負担を生じるとは思いますが、多くの事業主の方は法令を遵守されて特別徴収を行っています。特別徴収義務は法令に基づいて事業主に課せられていますので、市の裁量による個別の対応は認められていません。

また、コストがかかることや従業員の出入りが激しいことが理由で、特別徴収から普通徴収へ切り替えることはできません。

Q5. 従業員が少なく、事務をする余裕がないのですが...

A5. 個人住民税の特別徴収では、所得税のように税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。市町村で従業員ごとの税額計算を行い、事業主へ通知をします。

また、従業員が常時10人未満の事業所については、申請により通常は毎月（年12回）の納期を、年2回にまとめて納入することもできます。＜地方税法第321条の5の2＞

Q6. 「特別徴収」を拒否したらどうなるのですか？

A6. 地方税法第321条の5の規定により、特別徴収義務者は特別徴収税額決定通知書に記載された税額を納期限内に納入する義務があります。

したがって、特別徴収を拒否した結果、納期限を経過した場合は税金を滞納していることとなり、地方税法第331条により滞納処分を行うこととなります。

また、地方税法第324条第3項には罰則についても規定されています。

Q7. 「特別徴収」はどのような手続きをするのですか？

A7. 毎年1月末までに提出することとなっている給与支払報告書を作成する際に、特別徴収の区分としてください。（普通徴収希望と記載してあっても、要件に該当すれば特別徴収とします。）

5月中に市役所から事業主あてに「特別徴収税額決定通知書」と納入書等を送付しますので、通知書に記載されている税額を毎月（6月から翌年5月まで）の従業員の給与から天引きし、翌月10日までに金融機関を通じて市役所に納入していただきます。

Q8. 従業員が退職・転職等をした場合は、どのような手続きをするのですか？ また、新たに入社した従業員について、年度途中でも切り替えることはできますか？

A8. 退職、休職又は転勤など従業員に異動があったときは、5月当初にお送りする【特別徴収のしおり】の中にある「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を提出していただく必要があります。＜地方税法第321条の5の3＞

異動届出書については、異動が生じた翌月10日までに市役所へ提出をお願いします。

また、新たに入社した従業員（1月1日現在岩倉市に住所がある人）については、「市民税・県民税特別徴収への切替申請書」を提出していただくか、電話等で市役所へご連絡いただければ、特別徴収に切り替えることができます。

Q9. 他の市町村では普通徴収が認められているのに、どうして岩倉市だけ？

A9. 他の市町村のことはわかりませんが、特別徴収義務は法令に基づいて特別徴収義務者に指定された事業主に課せられるものであり、このことは他の市町村でも同様です。

なお、国（総務省）や県からも個人住民税特別徴収の適切な運営について通知されており、全国的にも特別徴収推進に向けた取り組みが実施されています。

Q10. 平成29年度の「特別徴収税額決定通知書」には個人番号が記載されていました。平成30年度以後も同様に記載されますか？

A10. 地方税法施行規則が改正され、平成30年度以後の年度分の書面による「特別徴収税額決定通知書」には当分の間、個人番号は記載されないこととなりました。なお、eLTAX及び光ディスク等による通知には個人番号が記載されることとなりましたので、ご利用の事業所はデータの取り扱いにご注意ください。